

マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告ができます

確定申告は、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、確定申告会場に向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。ぜひご利用ください。



動画で見る
確定申告



確定申告書等作成
コーナー



マイナポータル
連携特設ページ

●マイナンバーカードを使った確定申告のメリット

- ・マイナンバーカードとスマホがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます
- ・画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます
- ・過去の申告データを利用できます
- ・還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます
- ・チャットボットや電話で相談ができます
- ・スマホのカメラで源泉徴収票が自動入力されます
- ・マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます

★本庄税務署 ☎22-2 1 1 1

毎月3万2,500部発行の広報紙

広報ほんじょうに広告を掲載しませんか

★広報課 ☎25-1 1 5 5



- ▶ **募集期間** 1月31日(月)まで(必着)
 - ▶ **掲載位置** 暮らしの情報 Station ページの最下段
 - ▶ **募集枠数** 10枠
 - ▶ **枠の大きさ** おおむね縦52mm×横86mm
 - ▶ **刷色** 単色(黒)
 - ▶ **広告料** 3号分 3万円(3号単位で最長12号の申込可)
 - ▶ **掲載期間** 令和4年4月号～令和5年3月号
 - ▶ **申込** 次の書類を郵送または直接広報課(市役所3階)へ提出
 - ・有料広告掲載申込書(広報課及び市HPで配付)
 - ・広告の原稿(電子データ)
- ※電子データはメール(kouhou@city.honjo.lg.jp)で提出。

- ・業務内容などがわかる書類(パンフレット等)
 - ・市町村税に滞納がない証明書(完納証明書)
- ※申込者が市外の場合。
- ▶ **郵送先** 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所広報課広報係
 - ▶ **注意事項**
 - ・内容によっては掲載できない場合があります。
 - ・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。
 - ・広告の掲載された広報ほんじょうは、アプリや市HPでも公開されます。

※詳しくは、本庄市有料広告事業取扱要綱及び広報ほんじょう広告掲載基準を参照、または広報課にお問い合わせください。



市HP

市実施の申告相談で確定申告する際に必要です

確定申告で使う利用者識別番号の事前取得にご協力ください

市で行う申告相談会場で確定申告する際には、利用者識別番号が必要です。なお、市民税・県民税申告の場合や、すでに税務署や昨年の申告相談で番号を取得済みの方は不要です。

申告相談会場での利用者識別番号の取得も可能ですが、混雑緩和のため、事前の取得にご協力をお願いします。

●事前取得方法

令和4年2月8日(火)までに課税課(市役所1階)へ

●用意 本人確認書類

●注意

利用者識別番号は、市が実施する申告相談会場以外では利用できません。自宅でe-Taxを利用する場合は、税務署で番号取得の手続きが必要です。

★課税課 ☎25-1 1 2 3

確定申告のための認定書です

要介護認定者の「障害者控除対象者認定書」交付申請を受け付けます

65歳以上の要介護2から要介護5の方を対象に、確定申告のための障害者控除対象者認定書を交付します。

- **対象** 初めて障害者控除対象者認定書の交付を受ける方
 - **用意** 介護保険被保険者証
 - **申請** 令和4年1月4日(火)から本人または代理人が介護保険課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパアこだま1階)へ
- ※令和3年1月以降に令和2年分確定申告用の認定書の交付申請をした方は、令和3年分確定申告用の認定書を令和4年1月下旬に郵送するため、申請は不要です。
- ★介護保険課 ☎25-1 7 1 9



申告の準備を始めませんか
確定申告に関するお知らせ